

安全保障を 考える

ここに掲載された意見等は、執筆者個人のもので、本会の統一の見解ではありません。

安全保障関連3文書を読む

研 究 班

1. はじめに

2022年12月16日、いわゆる安全保障関連3文書、すなわち「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」（以下それぞれ「安保戦略」「防衛戦略」「整備計画」と記す）が閣議決定された。

「安保戦略」は2013年以来9年ぶりの策定、「防衛戦略」と「整備計画」は、これまで「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」（以下それぞれ「防衛大綱」「中期防」と記す）として、直近では2018年に策定されていたところ、今回計画体系を再整理して、新たに作られたものである。

既に多くの記事や論評によって報じられている通り、今回の3文書は戦後日本の安全保障政策を大きく転換させる契機となるものである。報道の内容は、「防衛費の大幅増額」と「反撃能力の保有」に焦点を当てたものが多いが、注目すべき内容はこれらにとどまらず多岐にわたる。

そこで以下、本稿においては、それぞれの文書別に、過去の関連文書からの変化、特に注目される内容、今後更に検討が必要だと思われる事項などについて、努めて具体的に解説を加えていくこととしたい。

2 「国家安全保障戦略」

(1) 2013年版「安保戦略」からの変化

2013年版「安保戦略」（以下、2013「安保戦略」等と記す）策定以来、我が国を取り巻く安全保障環境が大きく変化するとともに、国内の安全保障に関する考え方も変化した。2022「安保戦略」冒頭の「策定の趣旨」においては、環境変化としてインド・太平洋地域における「歴史的なパワーバランスの変化」と、国家安全保障の対象の「非軍事とされてきた分野」への拡大の2点を挙げている。その上で、これに対する主体的な対応として、「望ましい安全保障環境を能動的に創出する」外交とそれを支える防衛力の保持、そして「外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、海洋、宇宙、情報、政府開発援助（ODA）、エネルギー等」における対応を「高次のレベルで統合させる戦略」の必要性を説いている。以下これらについて、一つずつ見ていきたい。

まずパワーバランスの変化に基づく、各国に対する認識の変化である。中国、北朝鮮、ロシアの3国について、2013「安保戦略」、2018「防衛大綱」（30大綱）、2022「安保戦略」で記述された認識の変遷をまとめると表1のようになる。

	2013「安保戦略」	2018「30大綱」	2022「安保戦略」
中国	「国際社会の懸念事項」 「慎重に注視」	「国際社会の安全保障上の強い懸念」	「国際社会の深刻な懸念事項」 「これまでにない最大の戦略的な挑戦」
北朝鮮	「国際社会全体にとって深刻な課題」	「国際の平和及び安全に対する明白な脅威」	「従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威」
ロシア	「あらゆる分野で協力」 「地域の平和と安定に向け連携」	「動向を注視」	「中国との戦略的連携とも相まって、安全保障上の強い懸念」

表1 各国に対する認識の変遷

近年、中国による大規模な軍事力増強と北朝鮮による核・ミサイル開発が続いていることを受け、両国に対する認識は年を追ってより厳しいものとなっているのは当然であろう。ロシアに関しては、2014年のクリミア併合、2022年のウクライナ侵攻を経て、協力対象から懸念対象へと180度認識が変化したのもまた、当然であると言える。

国家安全保障の対象が非軍事分野へと拡大してきたことについては、2013「安保戦略」では全く記述されておらず、2018年の30大綱で「ハイブリッド戦」という用語が初めて登場した。2022「安保戦略」ではさらに踏み込んで、「武力攻撃の前から偽情報の拡散等を通じた情報戦が展開されるなど、軍事目的遂行のために軍事的手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイブリッド戦が、今後更に洗練された形で実施される可能性が高い」と記述されており、この認識を受ける形で、後述する各種分野での対応強化が打ち出されている。

これらの環境変化に対応する形で、日本政府が行った安保政策の大転換が、2015年の平和安全法制において、それまで政府として違憲としてきた集団的自衛権の行使を認めたことである。2022「安保戦略」には、集団的自衛権という用語は一切記述されていないが、当然のことながら、以下のようにこの大転換が反映されている。

「我が国の安全保障上の目標」として、2013「安保戦略」で「我が国に直接脅威が及ぶことを防止する」とされていた箇所は、2022「安保戦略」では「我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑止する」と、「周辺における有事」も含めて抑止するように改められた。

これを受けた「防衛戦略」では、「我が国の防衛目標」として、「これが生じた場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を収拾すること」が明記され、防衛行動の対象が拡大されている。

また、2013「安保戦略」では、日米同盟を補完する友好国との関係について「パートナーとの協力」という用語が使われていたのに対し、2022「安保戦略」では「同志国等との連携」という新しい用語が使われている。これは平素からの「協力」による望ましい環境の醸成に加えて、何らかの危機が発生した際に「連携」して行動するという、より積極的な安全保障協力のあり方を示唆したものと見ることができよう。

2013「安保戦略」では、サイバーセキュリティに若干触れている程度であった「ハイブリッド戦」への対応については、2022「安保戦略」で記述が大幅に増えた。具体的には、「防衛体制の強化」と並ぶ形で「全方位でシームレスに守るための取組」及び「経済安全保障政策」が個別に項立てされ、ハイブリッド脅威に対し「総合的な国力」を用いた「戦略的なアプローチ」を推進していくことが明確に示され、それぞれの分野ごとに具体的な対策が打ち出されたのである。

(2) 特に注目される内容

2022「安保戦略」で示された各種施策の中で、最も注目を集めているのが「防衛力の抜本的強化」の項で示された「反撃能力の保持」と「防衛予算のGDP比2%への引き上げ」であるが、これら防衛力強化策については次節で取り上げる「防衛戦略」の内容と重複するので、本節では防衛以外の分野における各種施策について、特に注目される内容について述べる。

前述した「総合的な国力」を用いた取組として、外交と防衛以外で今回新たに方針が示された分野は多岐にわたるが、その中でも特に注目されるのは「経済安全保障」である

う。2022「安保戦略」では、「経済安全保障」を「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」と定義しているが、これは非常に広い範囲をカバーする概念なので、図1のように模式的に整理してみた。

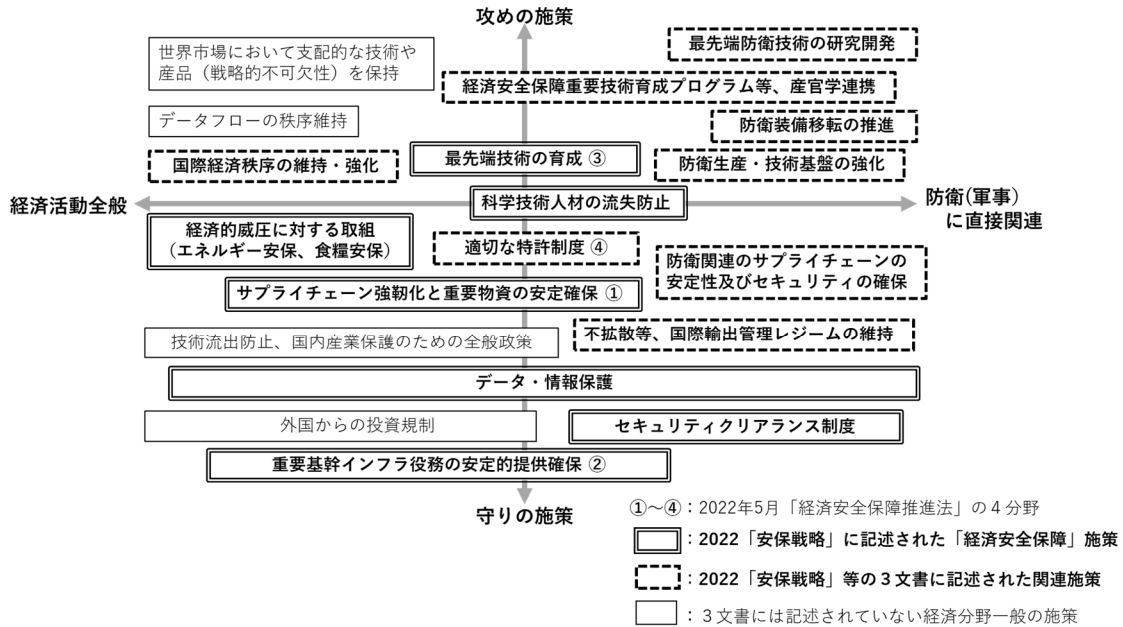


図1 「経済安全保障」の全体像

この広い定義に従えば、戦略的不可欠性を保持するための産業政策や外国からの投資規制なども「経済安全保障」に入ることになるが、これらはまさに経済政策そのものでもある。それらを除けば2022「安保戦略」においては、考え得るほぼすべての「経済安全保障」政策が網羅されており、残る課題はいかにこれらの政策を効果的に実行するかということになる。

「経済安全保障」の他、幅広いハイブリッド脅威に立ち向かうための「全方位でシームレスに守るための取組」として挙げられた新しい施策で特に注目されるのは、サイバー安全保障、宇宙の安全保障、情報戦への対応の各分野である。

サイバー安全保障に関しては、これまでよりも一歩踏み込んで、未然に攻撃者のサーバ等に侵入して無害化することを含む能動的サイバー防衛の導入が明記された。またこれを実現するために「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を発展的に改組し、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置する」としており、実効的な体制の確立が期待される。

宇宙の安全保障に関しては、「宇宙航空研究開発機構（JAXA）等と自衛隊の連携の強化」及び「衛星コンステレーションの構築を含め、我が国の民間の宇宙技術を我が国の防衛に活用する」との点が明記されたことは画期的であり、今後官民一体となった取組をい

かに効果的に進めていくかが課題となろう。

情報戦に関しては、「偽情報等の拡散を含め、認知領域における情報戦への対応能力を強化する。その観点から、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化、政府外の機関との連携の強化等のための新たな体制を政府内に整備する。さらに戦略的コミュニケーションを関係省庁の連携を図った形で積極的に実施する」とされている。この情報戦の分野は、これまで各国の取組に比べて日本での施策が大きく遅れていたことから、早急な体制整備が必要とされていたところであり、この2022「安保戦略」策定を契機に、施策が大きく前進することを期待したい。

ただし日本語では、英語で言う「インテリジェンス」と「インフォメーション」の両方に「情報」の訳語が当てられていることもあり、両者が混同されがちな点には若干懸念が残る。2022「安保戦略」においても、この情報戦（インフォメーション・ウォーフェア）への対応の記述は、「情報に関する能力の強化」というインテリジェンスに関する項目の中に置かれている。軍事情報収集などのインテリジェンスと、世論などを含むインフォメーションを明確に区別し、それぞれに別々に対応する組織体制を確立することが望まれる。

また情報戦に関しては、権威主義国家が行っているような情報戦及びそれへの対策とは異なる民主主義国家としての対応能力が必要とされており、今後その点にも十分留意し、広く国民が納得できる形で施策を進めていくことが肝要であろう。

(3) 今後更に検討が必要だと思われる事項

ここまで述べてきたように、2022「安保戦略」はこれまでの我が国の安全保障政策を抜本的に改める画期的なものであるが、それ故にまだ十分に踏み込めていない課題も残している。第1に、集団的自衛権の行使が可能となったことを具体的な安全保障政策にどう生かすかという問題があり、第2には、各分野のハイブリッド脅威への対策として盛り込まれた個別の施策をどのように総合して国家安全保障を達成するかという課題が残されている。

今後我が国周辺で生起する蓋然性が高い危機は、周辺情勢と関係なく日本が単独で中国や北朝鮮に本土を攻撃されるという事態ではない。台湾海峡や朝鮮半島で何らかの衝突が発生し、その時に台湾や韓国の防衛に米国が何らかのコミットをする中で、日米同盟を安全保障の基軸とする日本として、これら事態にどう対処するかが問題なのである。

2015年の平和安全法制制定以前の日本政府は、集団的自衛権の行使は違憲であるとの

立場を取っていたため、これら事態において政治的に台湾や韓国を支援するとしても、自衛隊の戦力は自国防衛のため以外には使用しないのが当然であった。日本による軍事的支援に関しては、米軍への後方補給等に限られるとして、それ以上説明の必要はなかった。

しかし存立危機事態が設けられたことにより、これらの事態において米国から求められた場合の集団的自衛権の行使は、法律上の問題から政策上の問題に移行した。その際に日本が軍事的に何をするかをある程度定めておかななくては、防衛力整備の所業も定まらず、同盟国や同志国等との協議や共同訓練等にも支障をきたす。

存立危機事態における集団的自衛権が「限定的」なのは、その認定要件が「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合に限るからであり、いったん認定されれば自衛隊は防衛出動を命じられ、その法的権限の幅は武力攻撃事態の場合と同じである。具体的に自衛隊に何を命じるかは政策判断であり、法的には反撃能力の行使も含め、攻撃行動も可能となる。

最大限としては、台湾や韓国の防衛に米軍と共に自衛隊が直接参加することも可能であり、最小限としては、日本領域近傍において攻撃を受けた米軍艦艇や航空機の防護に参加すること等が想定される。実際には、その中間で何をどの程度行うかということになるう。

予め手の内を明かす必要はないとの考え方もあるかもしれないが、国民の安全に大きく関わる判断であり、危機が切迫してから国論が分裂するのを避けるためには、今から国民の間で広く議論しておくことが望ましい。政府としてどこまで具体的に示すのかには慎重な判断が求められるが、同盟国や周辺国等の過大な期待や無用の不安を避けるためにも、ある程度の方針の表明が必要ではないだろうか。

ハイブリッド脅威に総合的に対処するという観点からは、個別の分野で対処できる能力を整備するだけでなく、それをリアルタイムで総合的に評価し、関係部署に適切な対応を命ずる司令塔機能が不可欠である。

様々な分野で一見別々に起きている事態の裏に、他国等による一貫した戦略的意図が隠されているのが「ハイブリッド戦」であり、現在起きているロシアによるウクライナ侵略においても、軍事侵攻に先立ち、ロシアによる影響工作、偽情報拡散等による世論操作、経済圧迫、サイバー攻撃、宇宙アセットの無力化、工作員の潜入、大部隊の集結による軍事的威嚇などの手段が総合的に駆使された。

このようなロシア側の意図を見抜いた米英等諸国が、軍事侵攻に先立って早くからウクライナを支援し、各種ハイブリッド脅威に的確に対応したことから、プーチン大統領が

当初企図していたように10日以内で傀儡国家を樹立することはできなかった。結果として泥沼の戦争に陥ることになったが、中国や北朝鮮はこの教訓から多くを学び、2022「安保戦略」にも記述されているように「更に洗練された形」で各種手法を用いてくるであろう。

2022「安保戦略」では「総合的な国力をその手段として有機的かつ効率的に用いて」安全保障を達成すると記述されているが、それを具現するための組織制度をどのように整備していくかが、大きな課題として残されている。今後は、各分野で起きている事象をリアルタイムで把握し、それぞれの分野における個別の対処を、一貫した方針の下で連携させる仕組みを作り上げていくことが重要となろう。

3. 「国家防衛戦略」

(1) 30大綱からの変化

30大綱からの変化として最も顕著なものは、防衛力の整備・維持・運用の基本的指針であった「防衛大綱」に代わり、我が国の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチとその手段を包括的に示す新たな「国家防衛戦略」を策定したところにある。戦略環境の変化については、概ね「安保戦略」と同様の記述であり、中国に対しては、「これまでにない最大の戦略的挑戦」とし、「脅威」という用語は使用していないものの、防衛目標を達成する上での重要な可変的な前提事項と位置付けている。北朝鮮については、「脅威」という用語を引き続き使用していることに加え、「従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威」とし、ロシアについては「動向を注視」から「我が国を含むインド太平洋地域において、中国との戦略的な連携と相まって防衛上の強い懸念」として明らかに30大綱とは次元の違う認識を示している。また、我が国防衛の基本的方針においては、相手の能力と戦い方に着目して、我が国を防衛する能力を抜本的に強化すること、更に新たな戦い方への対応により、力による現状変更とその試みは決して許さないとの意思を明確に示すことを示した。その上で、①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境の創出、②同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一侵攻が生じた場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除するという3つの防衛目標を打ち出している。30大綱にも防衛の目標が記述されており概ね同趣旨の記述ではあるが、「力による一方的な現状変更を許さない」「同志国等と協力・連携」「我が国が主たる責任をもって」等の表現には、国家防衛に対する鮮明かつ強い意志が表現されている。

同様に①我が国自身の防衛体制の強化、②日米同盟の抑止力と対処力の強化、③同志国等との連携強化という防衛目標を達成するための3つのアプローチについても、我が国自身の防衛力を抜本的に強化するばかりではなく、国全体の防衛体制の強化を図ること、日米の意思と能力を顕示すること、一カ国でも多くの国々と連携することを明確に謳い、それらのあらゆる努力を統合し抑止力を強化すると明示したことは、30大綱の記述から大きく踏み込んだ内容となっている。更に、多次元統合防衛力という防衛力の形を事態別・機能別に網羅して、その期待度と優先順位を記述した30大綱に対し、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性の7つの重視する能力を明確に定めたことは、今後の防衛力整備の大きな指針となることは明白である。

また、30大綱まで概ね10年後の防衛力の一定の水準が表されていた「別表」の記述が削除された。これは、我が国の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチ及びその手段を包括的に示す防衛戦略としての性格が明確に示された証左であろう。

(2) 特に注目される内容

今回の「防衛戦略」では、我が国の防衛力の水準を考察する上で従前の「自らが力の空白となって地域の不安定要因とならないよう独立国として必要最小限の防衛力を保持する」という所謂「基盤的防衛力構想」から「相手の能力と戦い方に着目して我が国を防衛する能力を抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進する」という考え方に転換した。数度の「防衛大綱」の改訂により、51大綱の「脱脅威」「基盤的防衛力構想」は一見すると変化を遂げたようにも見られるが、防衛力の量的水準の明確な根拠には成り得なかった。今回の新たな考え方はまさしく「脅威対抗所要防衛力」の考え方に他ならず、ようやく時々の脅威等、時代に合わせた戦略構想が再構築されたと評価できる。反撃能力の保有もこの文脈で読み取れる。即ち、近年我が国周辺のみ사일戦力は質・量ともに著しく増強されミ사일攻撃が現実の脅威となり、既存のみ사일防衛網を強化していくが、それのみでは完全な対応が困難となることから反撃能力を保有するといった考え方は基盤的防衛力構想では発想し得ない考え方であり、基盤的防衛力構想から明確に決別したと言えるであろう。

次に、国全体の防衛体制の強化を打ち出し、我が国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、我が国全体で連携しなければ、我が国を守ることができないとの記述は注

目に値する。従前の警察・消防・海保との連携はもとより、柔軟に選択される抑止措置（FDO）と戦略的コミュニケーション、認知領域を含む情報戦への対応、先端技術の防衛面での活用、防衛ニーズを踏まえた空港・港湾の整備・強化、電波の利用、弾薬・燃料等の輸送・保管等は、一部自衛隊法第115条（適用除外）の改正も連想させる。防衛戦略における国全体の防衛体制の強化は、文字通り「国力を結集した総合的な防衛体制」であり、防衛省のみで達成されるものではない。省庁横断の協力とともに産官学の連携、民間力との連携が強く望まれる。

日米同盟による共同抑止・対処の他、同志国との連携も注目される。特に同志国の記述順序は、現在の防衛省・自衛隊としての努力の指向を表現しているとも考えられる。その記述順序は、クアッドの豪、印を筆頭に、グローバルな課題や国際的なルール形成やインド太平洋地域の課題に相互に関与を強化するとの観点で英・仏・独・伊等 NATO 諸国を、次いで韓国、加、NZ と続き、北欧、バルト・中東欧諸国、東南アジア、モンゴル、中央アジア、太平洋諸国、インド洋諸国、中東諸国、アフリカ諸国である。豪を特別な戦略的パートナーとして米国に次ぐ緊密な防衛協力関係国として位置付けたことは興味深い。

また、防衛生産・技術基盤についての記述も「いわば防衛力そのもの」という記述からも明らかのように、大きく踏み込んだものとなっている。防衛産業を「国防を担うパートナー」として位置付け、新たな利益率の算定方式や既存のサプライチェーンの維持・強化と新規参入促進を推進するとしている。更に、国内基盤の維持に他に手段がない場合には、国自身が製造施設等を保有することも検討するとの記述は、防衛産業等に対する国の責任を明確にするとの観点から注目される。また、技術基盤の強化に当たっては、緊急性の高い事業には所謂アジャイル開発を実現するとし、産官学の府省横断的な仕組みの活用にも言及した。防衛装備移転については、運用指針を見直すことを明言し、移転の円滑な実施のための基金の創設と企業支援を行うことにより防衛装備移転を進めることを明確にした。防衛生産・技術基盤の全般に係る今後の法制化が大いに期待される。

(3) 今後更に検討が必要だと思われる事項

反撃能力の保有とともに専守防衛の堅持も同時に謳われた。政府は、「この反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力行使の3要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないということは言うまでもない。」という見解を示している。武力行使

の新3要件は、「①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと（下線部が旧3要件との変化）」であり、反撃能力の実行にあたりその基準を国民に提示したのは一定の理解を得られると考えられる。反撃能力の実行の基準について、これ以上具体的に例えば数個のケースを例示して更に具体化を図るといった説明は、抑止効果を低減してしまう恐れがあるため、この程度に留めることが望ましい。

一方で、高烈度の武力攻撃が開始される以前の所謂ハイブリッド戦の最中における武力攻撃事態の認定については疑問が残る。防衛白書ではハイブリッド戦を「軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした現状変更の手法であり、相手方に軍事面にとどまらない複雑な対応を強いることになるもの」としており、所謂武力攻撃事態の範疇でハイブリッド戦の手法としてのサイバー戦による国家インフラの擾乱、電磁波攻撃による国家の基幹通信や宇宙インフラの無力化、世論誘導・影響工作、国籍不明の武装工作員による騒擾等どれをとっても現行の事態対処法に示す武力攻撃事態としてこれらが確実に認定されることには懸念が残る。適用除外のタイミングは、事態対処法に示す武力攻撃（予測）事態認定以降であり、例えば国籍不明の武装工作員に対応する治安出動では適用除外は受けられないという現状をそのまま放置して良いのか。武力攻撃事態の概念を所謂「武力攻撃」に限定せず、「国民の自由や幸福追求の権利を根底から覆す事態」として再整理し、平素から政府全体での訓練・演習により新たな事態認定の概念を周知・徹底することが望まれる。

また、国民保護を重視項目の1つに挙げているが、任務過多となる自衛隊の防衛力を補完する（即応）予備自衛官の国民保護派遣も武力攻撃（予測）事態認定以降であり、予備自衛官の運用の幅を法律が大きく制限している。今回の防衛戦略策定を契機に伝統的な武力侵攻を前提として20年前に制定された事態対処法の見直しが検討され、特定公共施設等利用法、国民保護法の柔軟な適用を可能にするための検討を実施する旨記述されるべきであった。

更に、反撃能力保有の際の政府見解として「日米の基本的な役割分担は今後とも変更はない」とされた。盾と矛の日米防衛力の基本的役割分担は、まさに質的補完関係であったが、我が国の反撃能力の保有によりその関係は量的補完関係に変換したと言えるのではないだろうか。また、そうであれば、日米の役割分担は確実に変化しており、当然ながら日

米防衛協力の指針（ガイドライン）の見直しが期待される。反撃能力の行使は、その行使が一国の防衛に留まらず、関係国の了承を必要とされることが予想されることから、例えば日米のみならず、日米韓の防衛協力の指針への発展の可能性すらある。本年1月12日に行われた日米2+2において、「中国の外交政策は自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指しており、同盟及び国際社会全体にとっての深刻な懸念であり、インド太平洋地域及び国際社会全体における最大の戦略的挑戦である」と明確に指摘し、「同盟の現代化」のため、同盟の取り組みは、統合防空ミサイル防衛、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング(ISRT)、兵站及び輸送といった任務分野に焦点を当てるべきであることで一致し、米国との緊密な連携の下での日本の反撃能力の効果的な運用に向けて、日米間の協力を深化させることを決定した。また、在日米軍再編のためのロードマップを再調整し、第12海兵連隊を2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編するとともに、日本における同盟の海上機動力を更に強化するため、2023年に横浜ノース・ドックに小型揚陸艇部隊を新編する。そして、これらの取組が、日本の防衛に対する米国の確固たるコミットメントを示すものであり、日本の防衛力の抜本的強化と方向性を同じくすることを確認した。

更に、日米首脳共同声明では、力による現状変更を続ける中国やロシアの行動に反対し、台湾海峡の平和と安定を明確に打ち出し、その重要性を確認したことを公表し、宇宙分野での協力を進めていくことでも一致をした。以上の通り、2015年のガイドライン改訂以上の日米防衛協力のRMC(Roll & Mission and Capability)の変化が予想されるとともに対象国を明確に記述したことから、日米共同による運用要領の具体化を含む日米ガイドラインの改定が急務である。

4. 「防衛力整備計画」

(1) 予算規模の全体像

図2は、2022「整備計画」で閣議決定された予算規模を平成31年に決定された「中期防」と比較したものである。

5年間の期間内歳出額は31中期防の約2倍強の27兆円となっており、防衛力の抜本的強化の本気度が伺える。期間外歳出も加えると31中期防の2.5倍の43.5兆円となる。

「防衛戦略」で定めた7つの「新しい戦い方に対応するために必要な機能・能力」に沿って、相手の能力と新しい戦い方に着目して必要となる防衛力を積み上げた結果としての予算規模であると考えられる。重視項目に沿って予算を積み上げた結果、従前の陸海空の縦

割りや正面・後方経費の区分もなくなり、特に継戦能力の向上のための経費は十分に確保できたものとする。従前「防衛大綱」に記述されていた「別表」は、本整備計画に記述され、陸海空自衛隊の体制はもとより、重視7項目毎の整備水準と時期を明確にしたことは評価できる。この他、教育、勤務環境の改善、衛生、防衛生産・技術基盤の強化に必要な施策や経費を配分したことは、従前より経費枠の関係により正面装備取得に偏重していた防衛省・自衛隊の考え方が明確に転換された証左であろう。

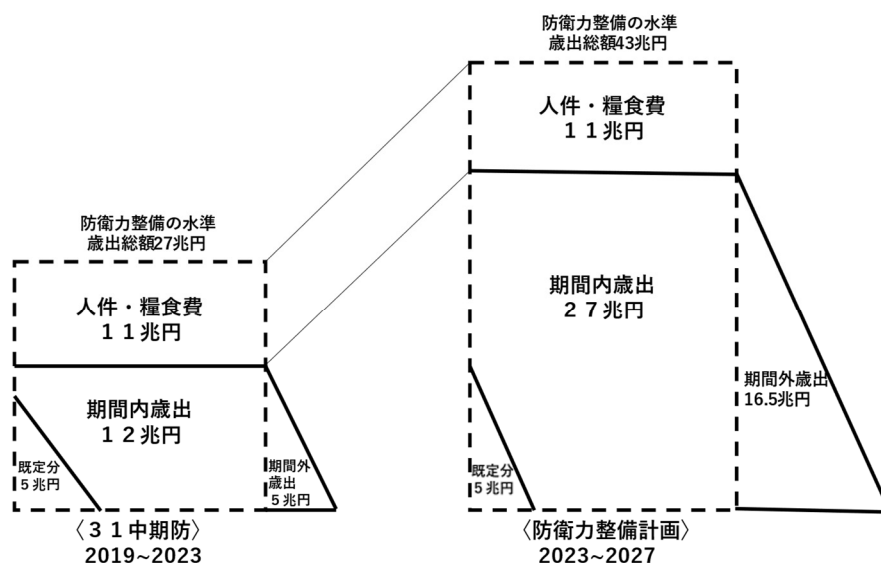


図2 防衛力整備計画の予算規模の全体像

10年後にはGDP比2%を目途に整備されていくわけであるが、数字先行の枠に入れ込む防衛力整備ではなく、基盤的防衛力構想と完全に決別し、相手の能力と新しい戦い方に着目しその所要を積み上げる手法により防衛力の強化を図ることが求められている。

人件・糧食費は11兆円に変化がない。「防衛戦略」において「防衛力の中核は自衛隊員」としつつも、2027年度までは、自衛官の定数の総計を増やさず、所要の施策を講じることで必要な人員を確保するとし、海空自衛隊の差し迫った人員所要のため陸上自衛隊からおおむね2,000名を共同の部隊、海上および航空自衛隊に振り替えた。これは、近年増勢傾向にある海上保安官、警察官のような治安機関とは対照的である。

一方、自衛隊の任務の増大や活動領域の拡大により、個々の自衛官の負担が増え続けている中、自衛官の増員がないことに対する隊員の失望感は小さくないことが予想され、隊員の「高い士気と誇り」への支障とならないか懸念される。更に、現陸自定員は国家の規模から見れば決して大きなものとは言えない。周辺国の兵力を考慮すれば、抑止力・対処力の最後の砦として、より幅の広い予備の確保の手段、手続きを確立してお

く必要があり、陸自定員の常続的な削減は抑止の面からも適切ではない。加えて、自衛官の定員と現員との乖離は約 1.4 万人となっており、その乖離をはらむ組織定員で果たして十分な定数と言えるのか。当面、法律定員と予算定員の乖離を速やかに埋め、充足 100%を目指すことが必要である。

(2) 統合運用体制

各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現できる体制を構築するため、常設の統合司令部を創設することは、我が国を取り巻く安全保障環境に鑑み時宜を得た適切な判断である。反撃能力を保有することを決定したからには、衛星コンステレーションや宇宙を含む全領域の各種センサーからの目標情報の集約や政治的意思決定を受けての迅速な火力の配分や射撃の統制等を行う必要があり、これを常設統合司令部の大きな役割の 1 つとすることは自明の理である。速やかに創設場所を決定の上、必要な C5ISR-T (Command Control Communication Computer Cyber Intelligence Surveillance Reconnaissance - Targeting) 体制や施設整備に早急に取り組むことが望まれる。この際、陸海空自衛隊の役割を明示するとともに、日米共同作戦の遂行に適した指揮・統制関係を構築し、これに必要なシステムのインテグレーションを図らなければならない。

この他、サイバー領域における更なる能力向上のため、共同の部隊としてサイバー防護部隊を保持するとともに、南西地域への機動展開能力の向上のため共同の部隊として海上輸送部隊を新編するとしている。以下、陸海空各自衛隊について、組織の概要、重視 7 項目毎の主要事業の区分で記述する。

(3) 陸上自衛隊

ア 組織の概要

・作戦基本部隊

現行の 9 個師団 6 個旅団の内、沖縄の 15 旅団を師団級に格上げし 10 個師団 5 個旅団とする。30 大綱では 4 個師団 4 個旅団を機動運用部隊とし、5 個師団 2 個旅団を地域配備部隊としており、あたかも「地域配備部隊は動かない。」との誤解を生じさせることから、沖縄の師団級部隊を除くすべての師団・旅団を機動運用部隊とした。これは、「予測が困難で、迅速な対処を要する新たな脅威や多様な事態に実効的に対処するため、即応性や高い機動性を備えた部隊を全国に適切に配置し、機動的に運用する」とした作戦基本部

隊の本来の意義に立ち返ったことを意味する。南西諸島防衛という作戦重点を明確にしつつ、我が国を取り巻く安全保障環境の不確実性や流動性を踏まえ、陸上防衛作戦にあたっては、沖縄を除く全ての作戦基本部隊が展開・移動するという強い意志を表現したものと考えられる。

- ・長射程火力戦闘部隊

スタンド・オフ防衛能力を強化するため、12式地对艦誘導弾（12SSM）能力向上型を装備した地对艦ミサイル部隊を保持するとともに、島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾を装備した部隊を新編することとしている。長射程火力戦闘部隊の保持は大いに意義のあるところではあるが、たとえこれを保持しても防衛力としては十分ではない。陸海空自衛隊・米軍の統合・共同のセンサー、民間力を活用した宇宙空間を含むあらゆる目標情報収集能力～火力配分・任務付与～発射統制～BDA（戦闘損耗評価）まで、ISRTを含む一連のキルチェーンの早期確立が望まれる。

- ・その他の部隊の強化、新編

組織の新改編事業としては、島嶼部の電子戦部隊の強化、多用途無人航空機部隊の新編、認知領域を含む情報戦において優位を確保するための部隊の新編、各補給処を一元的に運用するための補給統制本部の改編が記述されており、「防衛戦略」に示す抜本的強化に当たっての7つの重視する能力に沿ったものであると考えられる。

- ・即応予備自衛官を主体とする部隊の廃止

上記の事業を可能ならしめるため、即応予備自衛官を主体とする部隊を廃止し、同部隊所属の常備自衛官を増員所要に充てるとしている。これまでは、即応予備自衛官は招集手続き等を各地方協力本部で行い、招集後の練成訓練は即応予備自衛官を主体とする部隊が担任してきた。この部隊の廃止とともに、即応予備自衛官、予備自衛官が果たすべき役割を含めその制度の抜本的な見直しを図り体制強化を図るとした取り組みは、より実効的な予備自衛官制度を目指すものとして期待される。

- イ 重視7項目毎の主要事業

陸上自衛隊においては、重視7項目の内、特に①領域横断作戦能力の強化、②スタンド・オフ火力の強化、③迅速かつ分散した機動展開能力の強化、④持続性・強靱性の強化を陸上防衛力強化の4つの柱として位置付けている。

- ・領域横断作戦能力の強化

各システム等に対するAIの導入による知能化の推進により意思決定の優越を獲得するとともに、サイバー教育・研究等に係る産官学の連携拠点として陸自通信学校を陸自シス

テム通信・サイバー学校に改編する。電磁波領域においては、ネットワーク電子戦システム（NEWS）の増勢に取り組み、宇宙領域においては、衛星コンステレーションの利用や地上局の防護により宇宙領域における任務保証の強化を図る。従来の陸・海・空領域においては、統合対艦攻撃に資するため、目標情報収集機能の強化、指揮・通信機能の強化、火力の強化を図る。また、統合防空ミサイル防衛においては、弾道ミサイル、巡航ミサイル、極超音速滑空兵器等への対応能力を強化するため中SAM等の能力向上を図る。更に、水陸機動団に3個目の連隊をR5末に新編し、ローテーションによる常続的展開によるプレゼンス強化、抑止力強化を図る。

- ・ スタンド・オフ火力の強化

目標観測弾の開発・装備による目標情報収集機能の強化、将来指揮・統制システムの開発・装備による指揮・通信機能の強化、12SSM能力向上、極超音速誘導弾、島嶼防衛用高速滑空弾の開発・装備による長射程火力の強化、火薬庫の新・増設、実射訓練や訓練基盤の整備による作戦基盤の強化により今後5～10年を目途に実現する。

- ・ 迅速かつ分散した機動展開能力の強化

南西地域において初動対処できる能力及び情勢の緊迫に伴い迅速に部隊等を展開し南西地域の防衛態勢を強化できる能力の向上を図る。このため、南西地域へのプレゼンスの強化、水陸機動団の動的展開による抑止力の強化、中型・小型級輸送船舶及び揚陸支援器材の装備化を推進する。

- ・ 持続性・強靱性の強化

自律分散した戦いを可能とする体制への変換及び後方支援体制を整備し、国土防衛作戦の持続性・強靱性を図る。このため、分散、秘匿・欺騙、火力・機動、防護により残存しつつ、分散展開し、自律的に作戦を遂行できる体制を整備するとともに、主要指揮所の地下化、南西地域の後方支援基盤の強化、病院の機能強化、AIの活用による後方支援業務の最適化を推進する。

以上のように陸上自衛隊は、重点7項目の中で4つの柱に厳選した。宇宙、サイバー、電磁波、認知等の新領域における戦いは本来領域の戦力発揮のために大いに効果的ではあるものの、防衛力の本質である本来の力、即ち「火力」「機動力」「防護力」が死活的に重要であることは、ウクライナ戦争を見ても明らかである。敢えての記述になるが、陸上防衛力の本質的な「力」の整備は引き続き粛々と整備されることを期待したい。

(4) 海上自衛隊

ア 組織の概要

・水上艦艇部隊

従来からの防衛力整備計画（防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画など）を踏襲し、水上艦艇部隊については、「常時平素からの周辺海域における情報収集・警戒監視態勢を維持し、海上交通の安全確保、各国との安全保障協力、増加する活動量に対応し得るよう、哨戒艦等の導入により増強された水上艦艇部隊を保持する。有事においては、我が国の領域及び周辺海域の防衛及び海上交通の安全確保のため、対潜水艦戦、対水上戦、対機雷戦等の各種作戦を有効に遂行し得るよう、護衛艦部隊、掃海艦艇部隊及び哨戒ヘリコプター部隊を保持する。加えて、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦を整備する」とした。従来からの海上自衛隊の主要な任務の継続事項であるが、新規事項として「哨戒艦の増強」と「イージス・システム搭載艦の整備」を掲げた。「哨戒艦」については、どのように運用していくかが具体的には記述されていないが、我が国周辺海域での警戒監視所要は以前にも増して高まっているので、同任務での能力向上に寄与するものと考えられる。加えて主に弾道ミサイル防衛に従事する「イージス・システム搭載艦」の整備については、陸上配備の弾道ミサイル防衛システム「イージス・アショア」が様々な理由から整備できなかったための代替案との意味合いがある。24時間365日弾道ミサイルの脅威に対応するには陸上配備のほうが適切であるが、最終的に洋上プラットフォームを選択したということで、元々顕在化していた「洋上での補給問題」、「イージス要員の確保問題」、「同艦の護衛の問題」などの課題を如何に解決するかの問題が生じてくるだろう。

・潜水艦部隊

潜水艦部隊については、「常時平素からの周辺海域における情報収集・警戒監視態勢を維持し、有事においては、領域横断作戦の中でも重要な水中優勢を獲得・維持し得るよう、強化された潜水艦部隊を保持する」とした。これも、従来からの機能強化の継続であり、特段の変化はない。ただし、「スタンド・オフ防衛能力」では、垂直ミサイル発射システム（VLS）を搭載した潜水艦発射ミサイルに期待することが大きいと見積もられ、また、ISR能力の強化という面では、今後は水中における無人アセット（UUV）も必要となってくるであろう。

・固定翼哨戒機部隊

固定翼哨戒機部隊については、「常時平素からの周辺海域における情報収集・警戒監視

態勢を維持し、有事においては、平素からの活動に加え、偵察、ターゲティング及び対潜水艦戦を始めとする各種作戦を有効に遂行し得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持する」とした。これも、従来からの機能強化の規定だが、この分野でも無人アセットの活用ということが重要となってくるだろう。

・認知戦・情報戦に対応する新規部隊

新規事項として注目すべきは、「認知領域を含む情報戦への対応能力を強化し、迅速な意思決定が可能な態勢を整備するため、情報、サイバー、通信、気象海洋等といった部隊を整理・集約し、総合的に情報戦を遂行するため、海上自衛隊情報戦基幹部隊を新編する」と明記したことである。以前から米海軍の中では、情報部門（N2）、作戦部門（N3）、指揮通信部門（N6）の機能統合という概念を重視し、幕僚組織を「オールドメイン戦」に備えるという方針で改編してきた。それを今次整備計画では、部隊新編として具現化する計画であり、高く評価できる。ただし、戦略情報、作戦・戦術情報、サイバーインテリジェンス等、他組織とオーバーラップする分野もあるために、部隊として具現化するには、役割分担、統合・調整・共同要領を定める必要も生じてくるだろう。

・無人機部隊

今1つの新規事項は「無人機部隊」である。これについて、「重層的な警戒監視態勢を構築するとともに水中及び海上優勢の確保や人的資源の損耗を低減させるため、各種無人アセット（UAV、USV、UUV等）を導入するとともに、無人機部隊を新編する」と規定した。ロシア・ウクライナ戦争の海上戦においても無人機はゲームチェンジャー的な存在であった。黒海艦隊旗艦「モスクワ」沈没時も無人機との共同攻撃や無人機によるISRが効果的であったといわれている。また、潜水艦部隊や固定翼哨戒機部隊の項目でISRのためのUUVやUAVについては一部触れたが、単に警戒監視態勢の構築のみならず、「スタンド・オフ攻撃能力にUAVを使用する」、「電子戦や機雷戦に活用する」といった分野での無人アセットの使用なども、今後期待できるであろう。

・統合運用体制のための部隊改編

統合運用のための海上自衛隊の部隊改編については、「統合運用体制の下、高い迅速性と活動量を求められる部隊運用を持続的に遂行可能な体制を構築するため、基幹部隊の体制の見直し等に着手し、（海上自衛隊の）所要の改編等を実施する」との規定で、具体策については言及されていない。今後の統合運用の要求に基づいて、具体的に海上自衛隊の基幹部隊の在り方を如何に見直していくかが課題となってくるであろう

イ 重視7項目毎の主要事業

・スタンド・オフ防衛能力

海上自衛隊が担う同機能として、「護衛艦等に12SSM能力向上型等のスタンド・オフ・ミサイルを、水中優勢獲得のため潜水艦に垂直ミサイル発射システム（VLS）を搭載し、スタンド・オフ・ミサイルを搭載可能とする潜水艦の取得を目指し開発する。また、米国製のトマホークを始めとする外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入を実施・継続する」と規定した。整備を目指すミサイルについては、具体的に規定されているが、スタンド・オフ防衛能力については、艦艇のISR機能や指揮統制システムもミサイルの導入に伴い対応させていく必要がある。ISR機能では衛星通信やリアルタイムデータリンク装備の向上といったことも重要である。さらに、相手方陸上目標を常日頃から監視していく必要があり、攻撃を企図すべき目標がどこにあるのか、移動可能なのか、防護のための対空装備はどうなっているかなどのインテリジェンス収集のための措置・装備もミサイル導入とともに準備していかなければならないだろう。また、並行して、スタンド・オフ攻撃をより効率的に機能させるためには、相手方防空システムや指揮統制システム等にサイバー戦・電子戦（電子妨害等）を実施することも考慮する必要があるだろう。

・統合防空ミサイル防衛能力

海上自衛隊が担う同機能として、「極超音速滑空兵器（HGV）等に対処する能力を強化するため、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）、長距離艦対空ミサイル（SM-6）等を取得する。ネットワーク化による効果的かつ効率的な対処の実現のため、護衛艦等の間で連携した射撃を可能とするネットワークシステム（FCネットワーク）を取得し、共同交戦能力（CEC）を保持する。我が国の防空能力強化のため、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦を整備する」という事項を掲げた。装備として導入するミサイルやシステムについては、多大な能力向上が期待でき高く評価できるが、陸・海・空の統合運用としての役割分担や指揮統制の細部、米国や同志国との役割分担等については、今後詰めていかなければならないだろう。

・無人アセット防衛能力

海上自衛隊が担う同機能として、「ISRT用無人アセットを整備する。また、輸送用UAVの導入について必要な措置を講じる。さらに、効果的に各種作戦運用が可能なUSVを開発・整備する。加えて、水中優勢を獲得するための各種UUVを整備する」と規定した。ロシア・ウクライナ戦争からの教訓等も生かし、今までにない発想で無人アセットに関する整備計画が策定できていると評価できるだろう。

・指揮統制・情報関連機能

海上自衛隊が担う同機能として、「海上自衛隊の意思決定サイクルを一層高速化する指揮統制システムの換装」を掲げた。これは現有の海自指揮統制システムの中核である「海上自衛隊指揮統制・共通基盤（MARS）」の能力を一層高速化するために、AIの活用や各種サブシステムとのシームレスな相互運用や情報融合などを想定していると考えられ、高く評価できる。今後は他自衛隊システムとの相互接続や情報共有といった事項が課題になってくるだろう。

・領域横断作戦能力

同機能の強化について、海の領域で海上自衛隊が独自に強化する事項として、「省人化された護衛艦（FFM）及び防空中枢艦の増勢、各護衛艦の防空能力・電子戦能力等の向上、掃海用無人アセットを管制可能な掃海艦艇及び補給艦の増勢、戦闘機（F-35B）の運用のための護衛艦（「いずも」型）の改修、能力を向上した固定翼哨戒機（P-1）及び哨戒ヘリコプター（SH-60K（能力向上型））の整備、固定翼哨戒機の電子戦・対艦攻撃等の能力の向上」などの具体策を規定した。これらの整備計画は、領域横断作戦における海の領域での強化分野であり、従前の延長線上の整備計画ではあるが、今後の視点は、強化された海上兵力を如何に領域横断作戦の面で戦力化し運用できるかということになるであろう。その際、陸・空・宇宙等の他のドメインを接続する指揮統制システムの在り方、整備隻数等の増大に伴う要員養成の困難性や充足員の拡充などの課題が生じてくるだろう。

・機動展開能力・国民保護

同機能については、「島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送すること」を主眼としているため、統合運用体制との兼ね合いで海上自衛隊が主体的に整備すべき事項を具体策には記述されていない。今後は本項目について、各自衛隊の役割分担を明確にし、早急に具現化していく必要があるだろう。

・持続性・強靱性

同機能について、海上自衛隊が整備する事項として、「統合任務部隊を運用し得る自衛艦隊等の司令部の継戦能力を向上させるとともに、部隊運用の持続性・強靱性を確保するためのロジスティクスに係る態勢の見直し等に着手し必要な措置を講じる」という事項を掲げた。この項目も、統合運用体制との兼ね合いで、具体策の記述にまで至っていない。また、「弾薬の整備」、「燃料の確保」、「防衛装備品の可動数の向上」及び「施設整備」も掲げられているが、ロシア・ウクライナ戦争においては、ロシアが核兵器を電磁パルス（EMP）攻撃として使用する可能性も見積もられている。施設整備に当たっては、物理的

な攻撃はもちろん、EMP 攻撃にも対処できるよう、各自衛隊が一体となって主要司令部施設の地下化を図ることや、作戦の持続性・装備品の強靱性を確保していくために、各種装備品に電磁シールドを施すなどの施策を優先的に進める必要があることは付言しておきたい。

(5) 航空自衛隊

ア 組織の概要

・全般

航空戦力は、航空警戒管制部隊、戦闘機部隊、空中給油・輸送機部隊、輸送機部隊、及び地対空誘導弾部隊で構成されているが、新たに作戦情報基幹部隊及び宇宙領域専門部隊が編制されることとなった。

将来の戦いは高烈度の作戦環境において粘り強い戦いを継続すること、並びに太平洋域を含めた広域において機動性を発揮した運用により任務を遂行することが求められることから、航空戦力を構成する各部隊は全般に亘って所望の質的向上と量的増強が図られることとされている。これに加え、領域横断作戦の重要な領域のひとつである宇宙領域における作戦能力を強化するため、宇宙領域専門部隊が新たに編制されるとともに、作戦の実施に重要な機能であり、特に対地攻撃作戦の実施に不可欠な作戦情報機能である作戦情報基幹部隊が新編される計画となっている。

・航空警戒管制部隊

我が国周辺における航空活動が広域化及び活発化していることから、太平洋域を含めた広域を常続的に警戒監視するために、地上及び航空の警戒管制部隊のセンサー機能が強化される。また、弾道ミサイルをはじめとし多様化する経空脅威を強化された複数のセンサーにより効果的に探知・追尾し、シューター機能を有効に発揮することにより、統合防空ミサイル防衛の警戒監視体制が構築される。統合防空ミサイル防衛では広域における高速の作戦遂行が必要であり、共同作戦を行う米軍と有効な連携を行うためには、ネットワークを通じた情報共有の強化が極めて重要であると考えられる。

・戦闘機部隊

第5世代機であり高い電子戦能力を持つマルチロール戦闘機である F-35 の導入を進めるとともに、能力向上型 F-15 を含めた戦闘機に各種スタンド・オフ・ミサイルを搭載、運用することにより、これまでは防空作戦の遂行が主体であった戦力が、航空阻止及び近接航空支援等の対地、対艦攻撃を含めた各種航空作戦を実施する能力が総合的に強化され

ることとなる。また、13個の飛行隊数は維持されるものの、戦闘機の装備機数は現中期では約290機とされているところ、約320機に増強される計画である。今後、更なる増強については有人機と連携する無人機の活用を含めて検討することとされている。戦闘機と連携する無人機の活用は、厳しい作戦環境下における航空作戦の遂行に切り札となる可能性があることから、今後、十分な検討を行い、次期戦闘機とのインテグレーションも考慮しつつ、速やかに結論が得られることを期待したい。

また、高度にデジタル化かつネットワーク化した第5世代戦闘機へのシフトや将来の有人機と無人機との連携など、戦力組成が大きく変わり、これを運用する操縦者に求められるものが変化していることから、操縦者の育成を効率的に行うためにVR等を活用した飛行教育改革について措置を講ずることとされており、高く評価できる。

・空中給油・輸送機部隊及び輸送機部隊

戦闘機の作戦行動を支援する機能としての空中給油・輸送機部隊は、既に保有するKC-767に加えKC-46Aの導入が始められたところである。本計画では整備機数を13機と大幅に増強することにより、南西の島嶼部をはじめ太平洋域を含む広域における戦闘機等の機動的運用が可能となることが期待される。なお、空中給油・輸送機は平時或いは作戦準備間には輸送機としての活躍が大いに期待されることから、航空輸送能力の大幅な強化と言えよう。輸送機部隊は現在C-1からC-2への機種更新による搭載量の増加及び航続距離延伸により航空輸送力の増強が図られつつあり、今般の空中給油・輸送機の導入機数の増加を含めると部隊の機動展開及び国際協力等を行うための航空輸送力は大幅に増強されることとなる。

なお、作戦用航空機の機数は現在約370機であるところ、概ね10年後には約430機に増強される計画である。

・高射部隊

高射部隊の規模は24個高射隊のまま維持されるが、能力向上型迎撃ミサイルPAC-3MSEの装備により、多様化する弾道ミサイル等の脅威への対処能力が強化される。

・情報部隊

情報専任部隊として、新たに作戦情報基幹部隊が編制される。これはスタンド・オフ防衛能力や反撃能力の発揮に必要な目標情報の平素からの蓄積や各種作戦の実施に必要な情報機能として、極めて重要な役割を果たすものとなることが期待される。

・宇宙部隊

宇宙部隊としては、これまで宇宙作戦隊、そして宇宙作戦群と逐次、体制の整備が進

められてきたが、本計画では、宇宙領域専門部隊が新たに編制されることとなった。宇宙領域は作戦領域化しており、宇宙利用における優位性を確保するためには宇宙領域の把握（SDA: Space Domain Awareness）が必要であり、自ら SDA 能力を保有するとともに、同盟国等との連携や国内外の官民の協力を図らなければならない。宇宙領域専門部隊の編制については、今後、同盟国並びに関係機関等との連携のために機能発揮することが期待される。

イ 重視 7 項目毎の主要事業

・スタンド・オフ防衛能力

戦闘機等に搭載した長射程の ASM により相手の脅威圏外から対地、対艦攻撃を行うため、F-35 及び F-15 に JSM 及び JASSM を搭載し運用し、艦隊などの防空体制に護られた目標を攻撃するためには、同時多数のミサイルによる攻撃が必要である。将来的には敵防空体制の突破のためには、極超音速滑空弾などを開発し、装備化することが必要である。

他方、スタンド・オフ防衛能力として、陸上自衛隊の 12SSM 能力向上型及び海上自衛隊のトマホークが装備されるが、当該能力を運用して行われる作戦は、統合作戦として一元的な指揮統制のもとで行われることはもとより、日米共同作戦の指揮統制関係を前提にして計画し実施することが必要である。

反撃能力として、スタンド・オフ防衛能力等を活用するとされているが、当該作戦を実効的に行うためには、各交戦手段を統合運用、即ち一元的なターゲティングと指揮統制により実施することが重要となろう。反撃能力を使用した作戦では移動目標などの多様な目標への攻撃が必要となることから、新編される作戦情報基幹部隊による平時からの目標情報の蓄積と、有事における情報収集及び攻撃目標の識別等の活動が必要不可欠であろう。

・統合防空ミサイル防衛能力

弾道ミサイル、巡航ミサイル、及び極超音速滑空兵器に対する警戒監視能力を強化するため、警戒管制レーダーの FPS-5 及び FPS-7 を改修するとともに、各種センサーを接続し所要の指揮統制機能を強化することが必要である。また早期警戒機 E-2D のセンサーとネットワークを使用しランチ・オン・リモート等の実施により、レーダー反射面積の小さい巡航ミサイルに対し迎撃範囲を拡大することが可能となる。

シューターとしては、多様化する経空脅威に対する迎撃能力を強化するため、ペトリオット PAC-3 を MSE 化して射程が延伸される。更に、海上自衛隊に SM-3 ブロック II A 及び SM-6 が整備されるとともに、陸上自衛隊に 03 式中距離地对空誘導弾（改良型）も整備

される。戦域における各種脅威に、陸海空自衛隊の能力を統合して同時かつ効果的に対処するために、また状況に応じて最適の迎撃手段の割り当て等を行うような指揮統制活動をおこなうために、AI を用いた指揮統制の実施について検討が必要である。

- ・領域横断作戦能力

領域横断作戦の大きな柱である宇宙領域における作戦能力を強化するため、宇宙領域専門部隊が編制される。作戦領域化している宇宙領域において SDA を確保するための能力を保有することにより宇宙システムの抗たん性を高めるとともに、衛星を活用した宇宙からの ISR 等により陸海空領域の作戦を支援するなど、全領域における作戦の実効性を高める効果があり高く評価できる。

- ・指揮統制・情報関連能力

現在、航空作戦及び弾道ミサイル防衛の指揮統制に自動警戒管制システム（JADGE）は重要な役割を果たしているが、今後、「JADGE の抗たん性の強化及び指揮統制機能の機動性及び柔軟性を強化する。」としている。厳しさを増す作戦環境、かつ広域における作戦を粘り強く継続するために必要不可欠な施策として高く評価できる。

新たな作戦である反撃能力を用いた作戦を行うためには、平素から軍事動向等を踏まえたデータベースの作成と、有事における探知、追尾、及び迅速な識別が必要である。このために「宇宙領域からの情報収集の強化」、「目標の探知・追尾能力の獲得を目的とした衛星コンステレーションを構築」、「リアルタイム情報共有」並びに「識別における AI の活用」は対地・対艦攻撃の実効性の確保には極めて重要な施策である。また、ターゲッティング機能を強化するため、脅威圏内での目標情報を収集するために無人機を導入するほか、作戦情報基幹部隊を新編することにより、スタンド・オフ攻撃の有効な実施が期待できる。

- ・機動展開能力・国民保護

C-1 から C-2 への機種更新と空中給油・輸送機 KC-46 の導入機数の増加による航空輸送力の大幅な強化により、機動部隊の迅速な展開支援や国際協力などの世界規模での航空輸送が可能となる。

- ・持続性・強靱性

脅威の変化と作戦の長期化に確実に対応するため、戦闘機部隊及び高射部隊が使用する弾薬は、適切な備蓄量を保有するとともに、有事には緊急で取得するために国内に所望の生産基盤を保有することが重要である。厳しい安全保障環境に対応するためには、当初は輸入により所望の弾種及び備蓄量を確保する必要があるが、緊急増産などにより継戦能力

を確保するためには、国産弾を国内で生産する基盤を保有しておかなければならない。

後方補給の重要性にもかかわらず、十分な予算措置がなされてこなかった結果、航空機等、装備品の可動率が低迷する状況が生起している。装備品の可動数の向上のため、部品の共食い等の現場部隊のマンパワーによる努力が続けられてきたが、現場部隊の過度な負担となる傾向がある。可動機数の大幅な低下は、任務遂行のみならず練成訓練の実施にも影響を与えかねない深刻な状況である。そこで効率性は追求しつつも、適正な量の補用部品の取得により部品不足を解消し、2027年までに装備品の可動数を最大化するという目標を示したことは高く評価できる。

5. おわりに

米ウォールストリートジャーナルは12月16日“The Sleeping Japanese Giant Awake (眠れる巨人、日本の覚醒)”と題した社説を発表した。本安全保障関連3文書は、戦後我が国の安全保障政策の大きな転換点であることは明白である。「国家安全保障戦略」では、我が国の安全保障に係る全機能を網羅し、その戦略的指針を提示し、「国家防衛戦略」では目指すべき防衛目標と達成するためのアプローチと手段を、「防衛力整備計画」では、保有すべき防衛力の水準を具体的に示した。国家防衛戦略以下の特に防衛省・自衛隊に係る施策や組織改編及び重視7分野の整備方針については、その規模感も併せて具体的かつ明瞭に示された。

一方、国家安全保障戦略に係る具体的施策については、能動的サイバー防御力の導入やサイバー安全保障を一元的に総合調整する組織の新設、経済安全保障の政策の促進等は具体的な方向性が記述されたものの、防衛装備移転3原則や運用指針等の具体的な見直しの方向性、防衛大臣による海上保安能力の統制、連携要領に係る具体的な指針は今後の検討と解される記述に留まっている。まさに、本3文書の策定はスタートである。防衛力の抜本的強化の主軸である防衛省・自衛隊は我が国の抑止・対処能力の飛躍的向上のため、従来の抑制的・自虐的な考え方を改め、各省横断的な防衛上のニーズを強く発信することを期待したい。もう一度寝る暇はないのである。

【文責 1, 2 : 松村、 3, 4 (1)~(3), 5 : 高田、 4 (4) : 佐々木、 4 (5) : 武藤】